

県庁小橋町庁舎自動販売機設置事業者公募公告

次のとおり、県庁小橋町庁舎内に自動販売機を設置する者を公募する。

令和7年2月13日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 公募に付する事項

(1) 名称

県庁小橋町庁舎自動販売機設置事業者公募

(2) 設置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可できると岡山県が判断した場合は、令和8年4月1日から1年を限度に、引き続き設置することができる。

(3) 設置場所

県庁小橋町庁舎（岡山市中区小橋町一丁目1番25号）1階ロビー

詳細については、別添「県庁小橋町庁舎自動販売機設置事業者公募仕様書（以下「仕様書」という。）」「1 公募物件」を参照のこと。

2 公募に参加できる者の資格

次の要件を全て満たす法人又は個人が公募に参加することができる。

(1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有し、故障等緊急の場合において迅速な対応ができる者であること。

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。

ア 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価

- 格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
- ク 岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 公募に関する事務を担当する課の名称

岡山県総務部財産活用課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話番号 (086) 226-7234

FAX番号 (086) 224-3660

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 参加手続等

(1) 仕様書の配布期間及び場所

次のとおり、仕様書、自動販売機設置位置図、提出書類様式等を配布する。

ア 配布期間

令和7年2月13日（木）から同年2月28日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>）からダウンロードできる。

(2) 必要書類の提出期間、場所及び方法

この公募に参加を希望する者は、県庁小橋町庁舎自動販売機設置事業者公募参加意思表明書（様式第1号。以下「参加意思表明書」という。）その他必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関し岡山県から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期間

令和7年2月13日（木）から同年2月28日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

※郵便等による提出は、配達記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留等）によるものとする。

エ 提出書類（指定のないものについては、証明年月日が参加意思表示書到達日前1か月以内のもの。）

(ア) 法人

- ① 参加意思表示書（様式第1号）
- ② 販売品目一覧表（様式第2号）
- ③ 設置を予定している自動販売機のカタログ
- ④ 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書〈商号、住所、代表者、役員、設立日等を証明するもの〉）
- ⑤ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）
- ⑥ 決算関係書類（直近1事業年度分）
- ⑦ 役員等名簿（氏名、フリガナ、生年月日及び住所が必ず記載されていること。）（様式第3号）
- ⑧ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
- ⑨ 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）
 - ※ 岡山県内に本店がある場合は、当該本店の所在地の市町村税の完納証明書
 - ※ 岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書
- ⑩ 本店等の所在地を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書〈その3の3〉）
 - ※ 1年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、(4)の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
 - ※ ③～⑥及び⑧～⑩についてはコピーでも可。
 - ※ ④、⑤及び⑧～⑩については、証明年月日が参加意思表示書到達日前から3か月以内のもの。

(イ) 個人

- ① 参加意思表示書（様式第1号）
- ② 販売品目一覧表（様式第2号）
- ③ 設置を予定している自動販売機のカタログ
- ④ 本籍地の市町村が発行する身分証明書
- ⑤ 法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書
- ⑥ 印鑑証明書（住所地の市町が発行するもの）
- ⑦ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
- ⑧ 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）
- ⑨ 所在地を管轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書〈その3の2〉）
 - ※ 1年以内の所在地移転、氏名変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、(4)の方法により担当課に確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
 - ※ ③～⑨についてはコピーでも可。
 - ※ ④～⑨については、証明年月日が参加意思表示書到達日前から3か月以内のもの。

(3) 提出書類の審査

ア 審査結果の通知

(2)で提出された書類を岡山県が審査した結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、選考に参加することができない。

イ 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

アの通知を受け取った者は、令和7年3月10日(月)までに、下記(4)ウの宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様に対する質問の受付

ア 受付期間

令和7年2月13日(木)から同年2月28日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 方法

仕様書等に対する質問・回答書(様式第4号)によりFAXすること。

ウ 宛先

岡山県総務部財産活用課

FAX番号 (086) 224-3660

エ その他

選考後、仕様についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選考(入札)

選考に参加する者は、売上手数料率見積書(様式第5号。以下「見積書」という。)を提出すること。

(1) 選考日時

令和7年3月13日(木) 10時00分

(2) 選考場所

岡山県庁地下1階 用度課入札室(岡山市北区内山下二丁目4番6号)

(3) 見積書の提出

直接、選考場所へ持参すること。郵便、FAXその他の方法による提出は認めない。

(4) 見積書の記載

選考参加者は、小数第一位までの売上手数料率を見積書に記載すること。

(5) 設置予定事業者の決定とその方法

ア 地方自治法第234条第3項の規定に準じ、選考参加者が提出した見積書に記載された率が、岡山県の予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料をもって入札をした者を設置予定事業者とする。

イ 岡山県が予定する売上手数料率以上での入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ウ 設置予定事業者となるべき同率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該参加者にくじを引かせて設置予定事業者を決定するものとする。この場合において、当該参加者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(6) 見積書の引換え等の禁止

選考参加者は、その提出した見積書の引換え、書換又は撤回をすることができない。

(7) 代理人による見積

代理人が見積りをする場合は、見積書に選考参加者の氏名又は名称若しくは商号、並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

この場合は、選考日当日、契約を締結する権限を有する者からの委任状（様式第6号）を提出しなければならない。

(8) 岡山県は、選考参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等選考を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

7 見積の無効

次の売上手数料率の見積は無効とする。

- (1) 2に示した公募に参加できる資格のない者のした見積
- (2) 応募者に求められている義務を履行しなかった者のした見積
- (3) この公告に示した諸条件に違反した者のした見積
- (4) その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条各号に掲げる入札に準じた見積

8 設置事業者の決定

- (1) 岡山県は、選考参加者が提出した見積書のうち、岡山県が予定する売上手数料率以上であるものを対象として、選考後速やかに、7に該当していないかについて審査する。
- (2) (1)の審査は、最高の売上手数料率が記載された見積書から、売上手数料率の低いものへと順次実施し、1者の見積書が7に該当していないことが確認できるまで行うものとする。
- (3) 審査の結果、見積書及び提出書類すべてが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。

9 公表

8で決定した設置事業者名及び売上手数料率を、応募者全員に通知するとともに、岡山県ホームページにおいて公表する。

10 その他

- (1) 契約書等作成の要否
要
- (2) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (3) 自動販売機の撤去及び移設について
岡山県が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県が指定した期日までに、設置事業者の負担により対応するものとする。
- (4) その他詳細については、仕様書による。